課題解決！

介護事業相談室

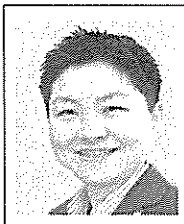

㈱ねこの手
代表 伊藤亜記

<プロフィール>介護コンサルタント。短大卒業後、出版会社へ入社。祖父母の介護と看取りの経験を機に98年、介護福祉士を取得。以後、老人保険施設で介護職を経験し、ケアハウスで介護相談員兼施設長代行、大手介護関連会社の支店長を経て、「ねこの手」を設立。

第77回 小規模デイの地域密着型への移行①

運営推進会議 義務化

今月1日から、小規模デイが地域密着型サービスに移行したのに際し、お問い合わせを多数頂いておりますので、本号でご紹介させて頂きます。

運営推進会議の開催も義務づけられます。利用者及び家族、ケアマネジャー、地域包括支援センター、地域の町内会長、民生委員などへ、事前に書面などで「会議の目的や内容、開催時期等」について案内する必要もありますので、しっかり対応して下さい。

①基本的枠組み

1 小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）について、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、今年4月1日から地域密着型サービスに移行しました。

2 小規模な通所介護事業所の移行については、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行することも可能です。

3 利用定員9人以下である療養通所介護も、地域密着型サービスに移行します。

②みなし指定について

1 今年3月31日時点で既に指定を受けている事業所については、改めて指定申請等の手続きを行う必要はありません。休止中の事業所も同様です。

2 今年3月31日時点で他の市区町村の被保険者が利用していた（利用契約がある）場合は、それら他の市区町村からも指定があったとみなすため、当該利用者も引き続きサービスを利用することができます。ただし、みなし指定を受けるのは当該利用者のみであり、当該利用者と同じ市区町村の別の被保険者が新たにサービスの利用を希望する場合には、別途、手続きが必要となります。

3 みなし指定の有効期間の満了日は、既に通所介護事業所として指定を受けている日から6年経過した日までです。

地域密着型サービスは、原則として事業所所在地の市区町村の住民だけが利用できるため、みなし指定を受けた利用者以外の、他の市区町村の住民は利用できません。ただし、所定の手続きを行い、事業所所在地の市区町村の同意を得たうえで他の市区町村が指定を行えば、他の市町村の被保険者が利用することができるようになる場合もあります。

③運営推進会議の設置について

1 地域密着型通所介護に移行すると、運営の透明性などを確保するために、利用者やその家族、地域住民の代表者、地域密着型通所介護について知見を有する方などで構成される「運営推進会議」を概ね6ヵ月に1回以上（療養通所介護にあっては12ヵ月に1回以上）開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、会議で要望や助言を聴く機会を設けることが義務づけられます。

2 運営推進会議の設置については、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、認知症対応型通所介護についても設置が義務付けられます。

3 運営推進会議を設置・開催することについて、「運営規程」にその旨を記載するよう、お願いします。なお、これに伴う変更届の提出は不要です。

【作成例】

「○○○デイサービス」

【指定地域密着型通所介護】 運営規程

（地域との連携等）

第○○条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

付 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。